筑北村合併記念祭

10月8日(日)開催します。

みんなで1周年をお祝いしよう！

このたび、筑北村イベント実行委員会では、筑北村の発足した10月11日に先立ち合併記念祭を10月8日(日)午後2時から本城小学校校庭で行うことになりました。

主な内容は、聖南・筑北中学生による吹奏楽の演奏。村民によるステージでの歌や芸能の発表。やしょうまの実演販売。村民有志による各種模擬店(おやき、フランクフルト、おもちゃなど)、ファファ(子供向け大型遊具)、豪華景品が当たるお楽しみ抽選会など様々な企画があります。

また、スペシャルゲストとして、明石家さんまのモノマネなどで有名なあの原口あきまささんがやってきます。

さらに、祭りの最後には打ち上げ花火も予定されております。

原口あきまさプロフィール
1975年11月3日生まれ。福岡県北九州市出身のものまねタレント・お笑い芸人。
■ものまねレパートリー■
明石家さんま・とんねるず・長州小力・川平慈英・ユースケサンタマリア・桑田佳祐・久本雅美・グレートムタ他多数

イベント実行委員会設立経過

筑北村が発足する際の合併協議では、各村でおこなっていた全村規模のイベント(夏祭り・秋祭り等の村祭)の取扱は合併後検討することになっていました。

そこで、5月29日にイベント検討委員会を開催し旧3村の村祭りの実行委員の方々と村内有識者の方にお集まりいただき全村規模のイベントについて、今までどおりの3地区で同様の祭りをおこなうか新たに一つの祭りをおこなうか検討いただきました。そこでは、筑北村として1つの村になったのだから全村規模のイベント(夏祭り・秋祭り等の村祭り)も18年度から一つでおこなうことが望ましいとの結論がでました。

この結論を受け、6月に実行委員を公募し、筑北村イベント実行委員会が結成されました。

今年については、準備期間が少ないため、10月8日に合併1周年に合わせて行うことになりました。

村報 筑北
第6号
平成18年9月22日発行
編集　筑北村企画財政課
〒399-7601
長野県東筑摩郡筑北村坂北2187番地
電話　0263-66-2211
FAX　0263-66-3656
ホームページ
http://www.vill.chikuhoku.nagano.jp

筑北村の人口
(外国人含む) 8月31日現在

総人口	5,932 人
男	2,870 人
女	3,062 人
戸　数	2,044 戸

富蔵ダム森と湖に親しむ旬間イベントを開催しました

7月30日（日）西条地区にあります小仁熊ダム（愛称：富蔵ダム）にて「富蔵ダム森と湖に親しむ旬間イベント」を開催しました。イベント当日は、気温が30度を超える猛暑にもかかわらず、各イベントに約260人の方が訪れ、ダムの施設見学会やフォトラリー大会、グラウンドゴルフ大会、マレットゴルフ大会のイベントで賑わいを見せました。

ダム見学会には初めてダムを見る方が多く、ダムの大きさや施設の充実ぶりに驚いていた様子でした。また、ダムの必要性をあらためて実感できるイベントとなりました。

村営住宅へ「住宅用火災警報器」の設置が始まりました

消防法改正により、すべての住宅へ火災警報器の設置が義務付けられたことにより、村営住宅についても平成21年6月1日までに設置が必要となりました。村では村営住宅への設置を今年度から平成20年にかけて実施します。

尚、自治体による村営住宅への設置は、松本広域消防局管内では初の取組みとなります。

火災警報器は室内の煙や熱に反応して警報音を発する器具で火災の発生を早期に知らせ、初期消火や避難を容易にし、住宅火災による被害防止に高い効果をあげています。

今年度は、試行的に高齢者、乳幼児のいる世帯から優先的に20戸の住宅に設置しました。取付け時には、麻績消防署の方にも同行していただき、火災発生時の対応について指導をして頂きました。

入居者からは、「ピーピー」と鳴る警報器の音に驚きながら、「少し安心した。」と、ホッとした表情が見られ、「警報器が鳴ることのないよう気をつけたい」と、声が聞かれました。

9月は 防災月間 です

９月は防災月間。 例年、台風の襲来により各地で大きな被害をもたらしています。この筑北地域でも、平成１６年の台風２３号では大きな被害を受けました。「災害は忘れた頃にやってくる。」といいますが、「災害は忘れなくてもやってきます!!」日頃から地域の防災対策について考えておきましょう。

災害に対する備えは地域づくりそのものともいわれています。日頃、災害を目の当たりにすることは少ないので、いざという時の備えは難しいのかもしれません。

ただ、そのなかでもそれぞれ個人が、災害時の被害を最小限に食い止めるため、地域での役割意識を持つことは、常に心がけていきたいものです。

（下記写真は９月１日に行われた坂北保育園防災訓練の様子です。）

国民年金 年金窓口相談のご案内

県内7ヶ所の社会保険事務所と長野年金相談センターでは、毎週月曜日に年金相談受付時間の延長と、毎月第2土曜日に年金相談を行っています。

相談の際には、年金手帳、年金証書、印鑑などをご用意ください。

■通常の相談

月曜日から金曜日（祝日、年末年始除く）
午前8時30分から午後5時15分まで

■時間延長の年金相談

月曜日（休日の場合は翌日の火曜日）
午後5時15分から午後7時まで。ただし、1月4日は、午後5時15分までの受付となります。

■土曜日の年金相談

第2土曜日
午前9時30分から午後4時まで

■電話での年金相談「ねんきんダイヤル」

◎年金請求などの年金相談
0570-05-1165
◎年金を受けている方の年金相談
0570-07-1165
月曜日から金曜日（祝日、年末年始除く）
午前8時30分から午後5時15分まで

なお、詳しいことについては、松本社会保険事務所（電話32-5821）へお問い合わせください。

福祉医療費給付金 受給資格について

福祉医療費給付金は、老人、乳幼児、障害者、母子家庭の母子等及び父子家庭の父子が療養の給付又は療養費の支給を受けたときに、福祉医療費給付金を支給することにより、早期適切な受療と医療費の家計への負担軽減を図り、福祉の増進を図るための制度です。

受給資格対象者の資格要件等については、表のとおりです。該当されると思われる方で、まだ交付申請をしていない方は、住民課または、各支所村民課窓口で手続きをすることができます。

手続きに必要な物は、加入保険の健康保険証、印鑑、障害者手帳をお持ちの方は障害者手帳です。

なお、詳しいことにつきましては住民課へお問い合わせください。

筑北村福祉医療費給付金受給対象者

平成18年4月1日から

制度区分	資格区分１	資格区分２	所得制限（本人）	所得制限（本人以外）	摘　要
老人	一般	68～69歳	市町村民税非課税	市町村民税非課税（同一世帯者）	
	独り暮らし（経過措置該当者のみ）	65～69歳	所得税非課税	なし	H15.6.30現在の受給者のみ対象
乳幼児		就学前	なし	なし	
障害者	身体障害者手帳交付者	1･2級	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	
		3級	所得税非課税	特別障害者手当準拠	
	療育手帳交付者	A1～B1	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	
	精神障害者保健福祉手帳交付者	1～3級	市町村民税非課税	市町村民税非課税（同一世帯者）	入院も含む 県は1級の外来のみ
	障害者自立支援法該当者	障害者自立支援法第54条該当者	市町村民税非課税	市町村民税非課税（同一世帯者）	
	65歳以上国民年金法施行令別表該当者	国民年金法施行令別表1･2級	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	戦傷病者手帳四項症以上を含む
母子家庭の母子等	母子家庭の母	18歳未満（高校等卒業まで）の児童を扶養	児童扶養手当（一部支給）準拠	児童扶養手当準拠	
	母子家庭の子	18歳未満（高校等卒業まで）の児童	児童扶養手当準拠	児童扶養手当準拠	
	父母のない児童	18歳未満（高校等卒業まで）の児童	児童扶養手当準拠	児童扶養手当準拠	
父子家庭の父子	父子家庭の父	18歳未満（高校等卒業まで）の児童を扶養	児童扶養手当（一部支給）準拠	児童扶養手当準拠	
	父子家庭の子	18歳未満（高校等卒業まで）の児童	児童扶養手当準拠	児童扶養手当準拠	

ホットスポット ちくほく

平成18年10月から 老人医療制度が変わります

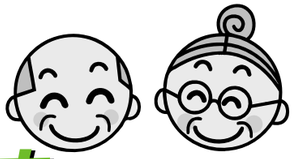

平成18年度の老人保健法改正に伴い、下記のとおり老人医療制度が変わります。
受給者の皆様には負担増となる場合がありますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。

【1】一定以上所得者の自己負担割合が変わります。

平成18年9月30日まで

一定以上所得者	2割
一般、低所得Ⅰ・Ⅱ	1割

→

平成18年10月1日から

一定以上所得者	3割
一般、低所得Ⅰ・Ⅱ	1割

※現役並みに所得があると判定された受給者の方について、医療機関等での窓口自己負担が2割から3割に引き上げられます。一定以上所得者以外は1割のまま据え置かれます。

【2】一般・一定以上所得者の自己負担限度額が変わります。

○自己負担限度額（月額）

平成18年9月30日まで

	外来＋入院（世帯単位）	
	外　来	
一定以上所得者	40,200円	72,300円 ※医療費の一部が加算される場合有り ※1年間での4回目以降は40,200円に引き下げ
一　　般	12,000円	40,200円
低　所　得　Ⅱ	8,000円	24,600円
低　所　得　Ⅰ	8,000円	15,000円

→

平成18年10月1日から

	外来＋入院（世帯単位）	
	外　来	
一定以上所得者	44,400円	80,100円 ※医療費の一部が加算される場合有り ※1年間での4回目以降は44,400円に引き下げ
一　　般	12,000円	44,400円
低　所　得　Ⅱ	8,000円	24,600円
低　所　得　Ⅰ	8,000円	15,000円

※1ヶ月間の医療費の窓口負担が高額になった場合、自己負担限度額を超えた分が高額医療費として支給されますが、その自己負担限度額が一部引き上げられます。

【その他】所得判定基準及び公的年金等控除の見直し・老年者控除の廃止により所得が上がり、新たに一定以上所得者となった方には、経過措置として自己負担限度額が「一定以上所得者」ではなく「一般」の限度額になっています。（平成18年8月から2年間）

国保・老人医療では、毎年7月に所得判定をして自己負担割合を決定しています。確定申告等忘れずに申告してください。

お問い合わせ先　　筑北村住民課　国民健康保険：宮嶋　老人保健：渡辺　　TEL66-2111

■70歳以上の人

一定以上の所得がある人の自己負担割合が変わります

70歳以上または老人保健で医療を受ける人のうち、現役並み所得のある一定以上所得者は、医療機関に支払う自己負担割合が引き上げられます。

平成18年9月30日まで **2割** ➡ 平成18年10月1日から **3割**

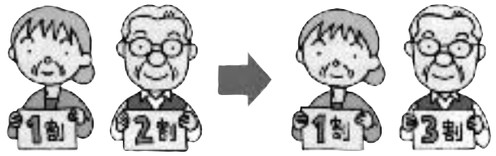

高額療養費（高額医療費）の自己負担限度額が変わります

同じ人が同じ月内に、同一の医療機関に支払った自己負担額の合計が高額になった場合、申請をして認められると、自己負担限度額を超えた分は高額療養費（高額医療費）として支給されます。70歳以上または老人保健で医療を受ける人は下表のように一部引き上げられます。

平成18年9月30日まで

自己負担限度額（月額）

	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
一　般	12,000円	40,200円
一定以上所得者	40,200円	72,300円＋医療費が361,000円を超えた場合は、その超えた分の1％を加算（4回目以降の場合40,200円）
低所得(Ⅱ)	8,000円	24,600円
低所得(Ⅰ)		15,000円

平成18年10月1日から

自己負担限度額（月額）

	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
一　般	12,000円	44,400円
一定以上所得者	44,400円	80,100円＋医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1％を加算（4回目以降の場合44,400円）
低所得(Ⅱ)	8,000円	24,600円
低所得(Ⅰ)		15,000円

療養病床に入院する場合の食費・居住費の負担が変わります

療養病床に入院する70歳以上の人は、これまで食材料費相当のみを負担していましたが、今回の改正で食費と居住費を負担することになります。

平成18年9月30日まで
食材料費相当を負担
24,000円

➡

平成18年10月1日から
食　費　**42,000円**
居住費　**10,000円**

所得の低い人は負担が軽減されます。

住民税非課税世帯	30,000円
年金受給額80万円以下等	22,000円
老齢福祉年金受給者	10,000円

※人工呼吸器、中心静脈栄養等を要する患者や脊髄損傷（四肢麻痺が見られる状態）、難病等の患者については、現行どおり食材料費相当24,000円のみの負担となります。

平成18年10月から

国民健康保険と老人保健の一部が変わります

■70歳未満の人

高額療養費の自己負担限度額が変わります

同じ人が同じ月内に、同一の医療機関に支払った自己負担額の合計が高額になった場合、申請をして認められると、自己負担限度額を超えた分は高額療養費として支給されます。今回の改正で、70歳未満の人は下表のように自己負担限度額が一部引き上げられます。

平成18年9月30日まで

自己負担限度額（月額）

	3回目まで	4回目以降※2
一　般	72,300円＋医療費が241,000円を超えた場合は、その超えた分の1％を加算	40,200円
上位所得者※1	139,800円＋医療費が466,000円を超えた場合は、その超えた分の1％を加算	77,700円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

➡

平成18年10月1日から

自己負担限度額（月額）

	3回目まで	4回目以降※2
一　般	80,100円＋医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1％を加算	44,400円
上位所得者※1	150,000円＋医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1％を加算	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 基礎控除後の総所得金額などが670万円を超える世帯。
※2 過去12か月間に、一つの世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。

こんなときも変わります

出産育児一時金が変わります

被保険者が出産したときに受けられる出産育児一時金の支給額が、現行の30万円から35万円に引き上げられます。

平成18年9月30日まで
1児につき**300,000円**

➡

平成18年10月1日から
1児につき**350,000円**

人工透析を要する上位所得者の自己負担限度額が変わります

高額の治療を長期間継続して行う必要がある疾病の場合、1か月の自己負担額は1万円までとされていましたが、慢性腎不全で人工透析を要する上位所得者（月収53万円以上）については、自己負担限度額が1万円から2万円に引き上げられます。

平成18年9月30日まで
10,000円

➡

平成18年10月1日から
20,000円

普通救命講習会開催のご案内

講習日時
平成18年10月21日(土)
午前9時から正午まで

講習場所
麻績村体育館

受講料　無料

講習内容
家族や同僚、友人などが万が一、病気やケガに見舞われたとき救命の手助けができるコースです。人工呼吸や心臓マッサージの実技、大出血時の止血法のほかAED(自動体外式除細動器)の使用方法についての講習も行います。

※AEDとは、心臓に電気ショックを与え正常な状態に戻す手伝いをする器械です。

受講申込み方法
受講申込みは、印鑑を持参の上、麻績消防署(電話67-2992)まで。申込み締切日は平成18年10月16日(月)です。

県下一斉司法書士無料法律相談開催について

10月1日は「法の日」です。長野県司法書士会では、皆様の貴重な財産権をはじめ、権利の保護に携っておりますが、この法の日を中心に、県下の全市町村において司法書士無料法律相談を実施し、ご相談をお受けします。お気軽にお出掛け下さい。秘密は厳守いたします。

各地区の開催日時は次のとおりです。

坂井地区　坂井公民館
平成18年10月2日(月)
10時～12時

本城地区　多目的ホール
平成18年10月3日(火)
14時～16時

坂北地区　福祉センター
平成18年10月11日(水)
10時～12時

相談内容
・不動産の登記、会社(法人)の登記に関する相談
・裁判所への提出書類の作成に関する相談
・不動産の売買・贈与等の取引に関する相談
・借地借家に関する相談
・相続・遺言に関する相談
・高齢者・障害者等の財産管理に関する相談
・クレジット・サラ金等多重債務に関する相談
・悪質商法被害に関する相談
・貸金の回収に関する相談
・新会社法その他中小企業法務に関する相談
・その他

相談は予約制です。受付期間は、平成18年9月19日～相談日前日、午後4時までです。ご予約は各支所村民課までどうぞ。

受付電話番号
坂井地区　67-2002
本城地区　66-2211
坂北地区　66-2111

10月は受信環境クリーン月間です

この月間は、テレビ・ラジオの受信障害の防止対策を推進するとともに、受信障害の防止に関する知識の普及徹底を図るものです。

放送電波の受信障害は、家庭用・工業用電気製品から発生する電気雑音、テレビ受信用ブースターの異常発振、不法無線局・高層建築物によるビル陰障害等によって良好な放送の受信ができなくなるものです。

テレビがきれいに映らない、ラジオに雑音が入るといった電波に関するご相談は、信越総合通信局までどうぞ。

★不法無線局が原因の受信障害に関するもの　監視調査課
電話026-234-9976

★右以外が原因の受信障害に関するもの　受信障害対策官
電話026-234-9991

★その他の行政相談に関するもの　調査官電話026-234-9961

アルプスの風ツアー
都市と松本地域との若者交流事業
参加者募集のおしらせ

このイベントは、都会に住む独身女性の方々に、松本地域にある素晴らしい自然を体験していただき、口コミ等によるPR効果やリピーターの拡大を図ること。そして松本地域の独身男性による都会と田舎との交流を推進するものです。

当日は、そば打ち体験や、中信地域の観光スポット巡りを楽しんでいただき、夜にはパーティを企画しています。

実施時期は、10月28日(土)～29日(日)で、募集人数は男性35人、女性35人の計70人です。男性については、松本圏域内在住の方、女性については、首都圏または圏域内外在住の方で、いずれも20歳以上の独身者に限ります。

お問合せは、松本広域連合 福祉・地域課 ふるさと担当 電話34-3250までどうぞ。

筑北村議会だより

第5号

平成18年9月22日発行

編集　筑北村議会だより編集委員
〒399-7601
長野県東筑摩郡筑北村坂北2187番地
電話　0263-66-2211
FAX　0263-66-3656
ホームページ
http://www.vill.chikuhoku.nagano.jp

本会議の映像はインターネットの筑北村ホームページから御覧になれます。

平成18年6月定例議会
一般質問

地方交付税削減論に伴う今後の対応

久保田義信議員

質問　5月31日地方分権の実現を政府に求める「地方自治危機突破総決起大会」が1300人の動員で東京都千代田区九段会館において開催。地方6団体(知事会・県議会・市長会・市議会・町村長会・町村議会)は12年ぶりに地方自治法に基づく国への意見提出権を行使することを決定した。村長は大会に参加されたか又、今後の対応は如何か。

村長　長野県へは14名の割り当てで参加してません。「削減ありきの交付税の見直し断固反対」等の大会スローガンを掲げて、地方自治危機突破に関する決議を採択し、国に要望したとのことです。地方交付税の大幅な削減が進められれば、地方財政は危機的な機能に陥り、医療、福祉、教育等住民生活に重大な影響を及ぼし地方自治の運営が行きづまります。「地方6団体が一丸となって、一方的な交付税の削減に対して断固反対し運動を展開していきたい。村としては、行財政改革を通じ歳出の削減と、重点化の少子・高齢化対策を以て、人口増による交付税総額の確保と歳入増に努め、簡素で効率的、最少の経費で最大の効果が得られるような行政運営を行ってまいりたい。

質問　この大会で6団体は現行の地方交付税にかわり地方共有税の創設を柱とする地方分権改革の意見書を国会に提出し、7月の骨太の方針に反映させるとのことです。

国の財政再建のために地方交付税制度は常に危機に陥り、特に18年度に至る三位一体改革により3兆円の税源移譲の名のもとに地方財政負担は増加している。

18年7月の骨太の方針第2弾では、地方交付税の源資である国税5税(所得税の32%、法人税の35・8%、酒税の32%、消費税の29・5%、たばこ税の25%)「39兆円」の法定税率、この割合は聖域ではなく見直すとのことです。

新型地方交付税は、人口と面積を基本に配分することになりますと、交付税は都市部に集中し過疎町村は減少し町村は破綻します。

今こそ全国の自治体が議会ともども、地方交付税制度の堅持に関するアクションを時期を失することなく、地方自治法第99条の意見書を国に提出し、請願運動を展開すべきです。

村長　新型交付税は人口と面積になりますと、筑北村は12年国勢調査6049人に対し17年国調は5701人、13年度交付税31億円に対し17年度25億円、18年度は22・5億円の予算計上です。議会ともども対策に取り組みたい。

質問　地方自治の最大の危機、交付税の聖域なき改革と合せ、新矢越トンネルの早期実現を村・議会は、国へ陳情するよう提案する。

村内企業及び商業の振興について

前山健治議員

質問　日本の景気も少しずつ回復しているとの事ですが、残念ながら地方にはまだその兆しが見えないのが現実で、筑北村も合併して早くも8ヶ月が過ぎ村内の商工業の皆様に、合併して良かったかと聞くと、良い返事を聞かれないのが現実です。当村での3施設「とくら、坂北荘、冠着荘」と各小・中学校、3保育所での物品等の買入れ状況、村内、村外どの位の比率で買入れしているのか。

村長　お尋ねの村内の買入れ状況は、賄いの点だけですが、賄い材料は温泉施設

では地元の関係でやっているのは約19％、3保育園で平均75％、小学校中学校については37％、全施設合計では約28％と、これは統計的な数字で、特に学校や温泉施設はメニュー数も多く、村内商店だけでは仕入が難しい。また燃料については公用車の燃料はＪＡを含む村内業者に割り当て対応している。消耗品等については村内でなるべく対応したいと思っている。財政の面で制約はあるが村内業者で購入することは地域商業の発展にもつながると重々承知している。対応が可能か検討の上、対処していきたいのでご理解をいただきたい。

質問　建設関係で伺いたい。18年度の予算の中での発注はまだこれからと思うが、村内の企業育成というような立場からこれからの村内の村単事業、補助事業等村内の建設業者の育成をどのように考えているか伺いたい。

村長　村内建設業者の育成については当然ながら地域の活性化、また村の財政にも貢献していただいており、基本は地元の業者また実績のある業者を指名して工事を発注していきたいと考えている。

災害対策として東条ダムの管理について

質問　昭和46年3月に住民の悲願であった東条ダムが完成し、今日まで災害を防ぎ本城・坂北地区の農業用水として、なくてはならないダムです。聞くところによると大分土砂が埋まり、水量の確保が困難な状況にあります。何か対策を考えているか伺いたい。

村長　現在の堆位状況については把握しておりませんが、満砂という状況ではないと考えます。現在たまっている土砂を搬出することも対策として考えられるが今のところはそのような計画はなく、今後土砂の流入を防ぐために森林整備・取水施設・管理等の対応を検討していきたい。

高速坂北バス停駐車場拡張

柳沢　忠議員

質問　高速坂北バス停の駐車場が狭いので満杯の時が有り公道に駐車しなければならない、隣接の土地は村有地であり拡張してはどうか、又防犯灯がないので女性の人は恐怖感を受けている、バス停駐車場周辺の整備を願いたい。

総務課長　日本道路公団によると村として拡張しても なんら問題はないとの事であり、比較的に安価な方法で対応が出来7、8台は増やせる、現状を十分把握して検討します。防犯灯については１００メートルほどが暗闇の状況。設置については村づくり検討委員会等で方向付けをして増設について検討する。

坂北荘へ券売機の導入について

質問　坂北荘は飲食、入浴代が全て職員による現金のやり取りのためにトラブルが発生している、券売機の導入によるトラブル解消と臨時職員をパート化にして人件費の削減に努めたら如何か。又、村3施設で坂北荘の宿直職員だけに現金の取り扱いをさせている。この点も合わせて券売機の導入を提案するが如何か。

坂北荘所長　券売機の導入による不利な点もあるが一番大切な事は、お客とのトラブルを解消し評判の低下を防がなければならない、食事などの追加注文もフロントまで行かなければならない煩わしさもある。データーの集計も正確にできるので運営委員会で協議して頂きぜひ導入の方向で検討して行きたいと思います。

アナログテレビ廃止に伴う行政の対応

質問　デジタル化に向けた対応として、住民の負担が加入金7万、月使用料4千円と広報に載った。住民の間に、こんなに高額の負担をしなければテレビが見られないのかと不安と戸惑いが出ている。根拠を伺いたい。

村長　先の答弁では近隣のケーブルテレビ会社の料金を申したまでで村のデジタル化対応は、①テレビのデジタル化②インターネット利用の通信環境③防災無線の統合整備がある。整備については、デジタルテレビの視聴を基本とした料金、インターネットを追加した時の料金と低料金の設定で19年度から整備に着手したい。

企画財政課長　視察した阿智村は情報サービスとテレビの放送サービスの基本料金が月に５００円です。

質問　その阿智村では全戸加入してもらうために最初は加入金がインターネットサービスも含め全てが無料で加入している。聖のサテライトも平成20年にはデジタル放送に整備される、現在、聖の電波を受信している家庭は今のＵＨＦアンテナで、デジタル放送が受信できることになる、高速通信網の整備は大事であるがテレビだけ見られればいい、と言うお年寄り達に優しい事業計画を提案する。

コンバイン刈取料金の二倍化とバックホー利用料金の大巾値上げ他

山﨑日出男議員

質問　山付の畑ならとも角家際の優良農地が荒れてきて見るに忍びない。キザに言うつもりはないが「帰りなんいざ田園まさに荒れなんとす。何ぞ帰らざる…。」―帰去来辞―も思いながら何とかしなければと、今迄一般質問で取上げ議会だよりや党坂北民報で何回も報道し、コンバインにはどうしても搗精機や石抜機が必要だとし村で設置させバラ播きの麦ソバ栽培は「荒地対策の決定版」として一生懸命取組んできた。その結果、徐々にではあるが普及しつつある。ところが合併と同時にコンバインの刈取料金を2倍化してしまった。バックホーも大巾値上げ、業者リースの方が安いくらいだ。これを知った今迄の農家から苦情が出ている、これ等の値上げは合併時だ、この様な手法で良いのか。

村長　筑北村の機械使用料は農業機械徴収条例、これは筑北村の発足と同時に専決処分され、新しい議会で承認されている。コンバイン作業は１反歩６０００円の新料金を設定しており適用は18年からという内容だ。これは昨年9月26日の合併協議の役員会で決定しそれに基づいて条例化したものだ。根拠は旧坂井村は農作業受託組合に作業をお願いしている。オペレーター賃金、燃料、修繕費、保険等の見積りをして１反歩６０００円という金額で決定している。しかし一気に値上げでは理解が得られないという事で大豆、ソバ共１反歩７０００円位の補助になるよう新年度で予算化した。この内容だが作付１反歩当り２０００円それにソバの出荷量キロ当り60円、大豆30円とした。ソバは２００円と反80キロとすれば計６８００円交付となる。大豆は２０００円と１５０キロとし計６５００円となる。バックホーの値上げは合併時専決され４月の議会で承認されている。全ての分野で使用料を改定する中で決定したが今後利用状況、農業施策と重機の役割維持管理等をみながら使用料の改定或いは減免拡大も考えたいと思う。

質問　村長も選挙施策で「農地を荒らさない様農業委員会、ＪＡ等関係団体と力を合わせて営農システムの充実に努めます」としている法が関係機関に相談しない手法が問題だ。

村長　この設定は協議会の役員会で決っている訳で条例化せざるを得なかった。そこで村の奨励金制度を作ったその事を理解願いたい。

質問　合併協議で決めたとしているがその時点で議員は承知していない。少なくとも農業委員会とか議会の当該委員会の専門機関に諮ってほしかった。これ以外、役場利用のコピー代の１枚30円だって問題が出て10円に値下げされた。福祉センター管理人の廃止だって議会に何も相談せず廃止した。こういう手法が多すぎる、という事を指摘したい。

地域イントラネット整備事業の促進について

山田一憲議員

質問　放送や通信分野でのデジタル化が急速に進展している。長野県でも２００６年10月より、地上デジタル放送が開始される。２００８年には聖山サテライトが送信開始予定である。村の今後への情報通信対策を伺いたい。

村長　本当に必要なことであり、真剣に取り組みたい。これらを敷設するにはお金がかかる。誰も思うことは、良いものをなるべく安く、負担を少なくは当然のことである。技術の進歩にもよるが、できるだけ村で考えて、皆さんに納得のいく点で進めていきたい。これだけ日進月歩で進んでいる中で、これから皆さんと一緒になって、これ位なら負担できる、これ位なら村でできるんじゃないかと検討しながら進めていきたいと考えている。

企画財政課長　県下では阿智村で先進的にやっており、筑北村は県内2番手となる。計画・概要等については今、練っている最中であり、具体的になったら、報告していきたい。

質問　ｅ-Ｊａｐａｎ構想によると、インターネット上で行政サービスが受けられるように、電子自治体の構築を目指しているという。高速インターネットの環境整備はどのように推進するのか伺いたい。

企画財政課長　計画ができ次第、住民説明会を開催したい。住民アンケートをも

めて待機しており、就労センター管理条例第6条には、定員30名と定められているが、定員40名への改正を要望するがいかがか。

村長　就労人員を30名から40名にとの事ですが、管理規則で30名と定められている。目的としては、就労の機会を与え、技能習得させ指導をし、生活の向上を図り、自立を目的としている。現在待機者は、8名とお聞きしており、現状をよく把握し授産所運営委員会にも諮り、検討していきたい。

質問　現場所は、大変交通の便が悪く危険な場所であり、33名の方のうち、18名の方が歩いて通所している。築後28年を経過しているが、現在地より交通の便利の良い安全な場所への移転改築を要望するがいかがか。

村長　施設の移転改築の件ですが、村の建設計画では20年に計画されている。交通量も多く、道路もカーブとなっており施設に出入りするには危険と感じている。今後、県とも話を良くつめて行き運営委員会で検討して参りたい。

質問　村内にひきこもりの方が約10名おられるとお聞きしている。働く希望があり授産所へいけない方への家庭内授産の実施を要望するがいかがか。

村長　家庭内授産の実施については、専門指導員1名の配置が必要であり、家庭内授産利用者も定員に含まれるため当面は通所利用を基本として進めていきたいと考えている。

社会体育館トイレ水洗化について

質問　旧坂北村社会体育館は、昭和55年に開館し、26年が経過している。合併前にトイレ水洗化を計画しましたが、財政等の理由により現在に至っている。旧3村の体育館の中では坂北のみ水洗化が未整備であり、秋には村の文化祭も予定されている。18年度にトイレ水洗化を要望するがいかがか。

村長　村の行事で体育館及び小学校校庭を利用した時トイレの施設に不便と、衛生上の問題を感じた。国・県の補助金を仰ぎながら19年度の実施に向けて進めていく。

温泉施設の充実について

滝沢千代江議員

質問　温泉施設運営委員会の審議内容と今後の方向づけは。

村長　施設の現状、営業方針、計画及び今後の課題を説明、村民の憩いの場、保養、健康福祉的な施設としていく為にどのような運営をしていけば良いか委員会に諮る。指定管理者制度については、行政改革運営委員会に任せるだけでなく、運営面と合せて温泉施設運営にかかわるすべてのことを双方の意見交換できる委員会としていきたい。各施設を見て廻りながら、具体的な検討項目を提出したい。

の持ち込みや個人のパソコン等の接続を禁止している。物理的な措置としてファイヤーウォールの設置やウィルス対策を施しており、機関業務系、情報系の分離処置も実施している。

　今後のセキュリティー対策上、手順書の作成や外部監査の実施も国・県より求められている情況下にありさらに対策を進めたい。

社会就労センター事業拡充策について

山﨑好弘議員

質問　旧坂北村授産所は、昭和53年現地に開設され、合併により社会就労センターとなり、約28年が経過し坂北地区の六工の地籍にあります。村社会就労センター設置条例第1条には、低所得者等に対し、就労の機会を与え所得の増加を計るための授産施設として筑北村社会就労センターを設置すると定められている。現在約8名の方が働く場所を求めて待機しており、就労センター管理条例第6条には、定員30名と定められているが、定員40名への改正を要望するがいかがか。

村長　就労人員を30名から40名にとの事ですが、管理規則で30名と定められている。目的としては、就労の機会を与え、技能習得させ指導をし、生活の向上を図り、自立を目的としている。現在待機者は、8名とお聞きしており、現状をよく把握し授産所運営委員会にも諮り、検討していきたい。

質問　現場所は、大変交通の便が悪く危険な場所であり、33名の方のうち、18名の方が歩いて通所している。築後28年を経過しているが、現在地より交通の便利の良い安全な場所への移転改築を要望するがいかがか。

村長　施設の移転改築の件ですが、村の建設計画では20年に計画されている。交通量も多く、道路もカーブとなっており施設に出入りするには危険と感じている。今後、県とも話を良くつめて行き運営委員会で検討して参りたい。

質問　村内にひきこもりの方が約10名おられるとお聞きしている。働く希望があり授産所へいけない方への家庭内授産の実施を要望するがいかがか。

村長　家庭内授産の実施については、専門指導員1名の配置が必要であり、家庭内授産利用者も定員に含まれるため当面は通所利用を基本として進めていきたいと考えている。

社会体育館トイレ水洗化について

質問　旧坂北村社会体育館は、昭和55年に開館し、26年が経過している。合併前にトイレ水洗化を計画しましたが、財政等の理由により現在に至っている。旧3村の体育館の中では坂北のみ水洗化が未整備であり、秋には村の文化祭も予定されている。18年度にトイレ水洗化を要望するがいかがか。

村長　村の行事で体育館及び小学校校庭を利用した時トイレの施設に不便と、衛生上の問題を感じた。国・県の補助金を仰ぎながら19年度の実施に向けて進めていく。

温泉施設の充実について

滝沢千代江議員

質問　温泉施設運営委員会の審議内容と今後の方向づけは。

村長　施設の現状、営業方針、計画及び今後の課題を説明、村民の憩いの場、保養、健康福祉的な施設としていく為にどのような運営をしていけば良いか委員会に諮る。指定管理者制度については、行政改革運営委員会に任せるだけでなく、運営面と合せて温泉施設運営にかかわるすべてのことを双方の意見交換できる委員会としていきたい。各施設を見て廻りながら、具体的な検討項目を提出したい。

質問　クアハウスさかいの運営見直しについて伺いたい。

村長　高齢化が一層進展するなかで、運動不足、肥満、心臓病、ストレス過多や精神過労等の対策として医療の充実が必要なことであるが同時に住民の日常的な心がけで予防は治療にまさる。余暇を利用して積極的に健康づくりに励む考えを定着させたい、水中運動が可能な筑北地域唯一の健康施設として近隣の町村にもPRし、利用者増を図りたい。

　坂井診療所今村医師が温泉療法医として温泉気候物理学会に加入しているので医師とも良く相談して週1、2回程度クアハウスで医療指導に当って頂ければと考えている。

質問　全国健康開発財団に加入、保健認定施設にする考えについて。

村長　健康保険認定施設は、温泉療養型の健康増進施設で認定条件は、温泉療法医、温泉利用指導者、健康運動指導士がいる事が条件ですが、健康運動指導士がいないので認定施設にはできない。医療控除も交通費と利用料のみが対象です。資格者を置くには施設整備も必要となるので十分検討したい。

質問　クアハウス類似施設が近隣にもある。利用料金の値下げをし、バスでの送迎等を考え利用者増を図り、筑北村の住民が健康で元気な村になれば結果的には医療費の削減につながると思うが。

村長　5年前の経営診断では現状維持との結論でしたが県内類似施設を調べると値下げも検討するが、利用者増をどう図るかが先決だ。老人クラブ、団塊世代の退職者、私立団体等を対象に利用料金の割引きも考慮すること等が考えられるが温泉施設運営委員会で良く検討したい。

　他に介護保険が始まって保健師の仕事が高齢者福祉、子育支援、教育現場にと多方面にわたり大変な中で保健予防活動の充実を望む質問あり。

防災行政について

宮澤信雄議員

質問　災害に強い村づくりの指針となる地域防災計画に基づく家庭用防災マニュアルを作成する考え方は。

村長　今年度作成する地域防災計画に現実的な計画を立案し、災害時に早い行動のできるマニュアルの徹底を図りたい。行政、消防団、自主防災組織により地域を挙げて防災意識の向上に努めたい。家庭用防災マニュアルは地域別に避難場所、日頃から気をつけることなどをポスター形式で作成する。

質問　みずからの地域を守るため最小限できることの自主防災組織結成の考え方は。

村長　自主防災組織の設立は、助かりたいから助け合うをモットーに麻績消防署と協議し、各区へ働きかけ、18年度中に各地区より1団体ずつ選定し、まず会議の運営をし、その後、全村に働きかけをし自ら立ち上がった防災組織になるようお手伝いをしながら進めていく計画でいる。

質問　村民をはじめ観光客の皆さんが、いざというとき対応できるよう、避難施設、場所など知らせる避難案内看板設置の考え方は。

村長　避難案内看板の設置はいいことだと思うが、まず自分たちの地域は自分で守る、助かりたいから助け合う、こういう気持を早く植えつけて、それをもとにやっていかなければと今のところ計画していないが地域防災計画を作成する中でどのようにすべきか協議していきたいと思っている。

質問　災害によってライフラインがとまるなどいろいろな状況が考えられる、全村的防災訓練の考え方は。

村長　全村的な防災訓練を行うには、自分の地域を自分で守る、助かりたいから助け合うというものになってこなければ、全村的にやってもうまくいかないのでないか、今は自主防災組織の設立を最優先に進めていきたい。

質問　子供の下校時に防災行政無線で音楽放送を流し子供たちを守る考え方は。

村長　現在、時間を知らせる放送が流されていることを考えると新たに固定しての放送を流すとなると現在のものを含めて検討し直す必要がある。子供たちの安全を守ることは地域社会の義務であり安全対策を考えていきたい。

質問　小学校の校歌と組み合わせて防犯ブザーを流す考え方は。

教育長　防犯ブザーの音は旧坂井村で広報無線で流し協力を求めてきた。防犯ブザーの音の徹底について学校とも相談しながら実施したい。校歌を流して一緒にというのは、ほかの放送との兼ね合いもある。教育委員会にも諮って検討していきたい。

温泉施設の視察について

建設産業常任委員長　山﨑日出男

温泉の宿泊施設はどこでも利用客の減少で大変な経営努力をしているところです。本村の3施設も村からの繰り入れによって経営をしています。この点から合併協議の中でも宿泊施設等運営維持管理について(平成16年6月)で「現行のまま新村に移行し、合併後直ちに検討委員会を設け、3年を目途に、民間委託も含め施設の運営形態の見直しを行う」としています。これにより検討委員会が発足し初会合がもたれました。本年度の予算は縮小予算ですが村の繰り出しも多く冠着荘は4000万円余の支出となっており、議会でも改善が叫ばれておりました。そこで5月30日、利用度も高く比較的経営の安定している東信の日帰り温泉の旧武石村うつくしの湯、旧長門町やすらぎの湯、立科町の権現の湯の3施設を村長も同行し視察しました。

以下はその概要です。

この施設は隣接しており旧武石村と旧長門町は人口も4000～6000人、立科町は8000人で上田、佐久他の周辺人口に恵まれています。いずれも開設は平成10、11年で建物も新しく清掃も行き届きバリアフリー化され、広い休憩所と身体の不自由な方の為の福祉風呂、露天風呂、サウナ等々にカラオケ施設もあり、周辺には遊具、マレット、グランドゴルフ場も完備。休館は週又は2週に1回、時間も午前9時30分又は10時～午後9時30分、10時と長く食堂はいつでも利用できメニューも多く、持ち込みも出来ます。やすらぎの湯は道の駅(マルメロ)に隣接し、うつくしの湯は景色も良く特に権現の湯は大きな窓ごしに田園と浅間連峰の絶景が眺望できます。管理はうつくしとやすらぎが公社方式、権現が町の一般会計で扱っています。料金はうつくし、権現が400円、やすらぎが500円、入館者はうつくし年12万人(1日350人)やすらぎ18万人(1日560人)権現21万人(1日680人)です。利用状況は地区外が50～70%と多く、収支は、うつくし、権現は600万円の赤字、やすらぎは黒字で後2年位で借入金の返済が完了可能。湯源は温泉で40度前後ですが石油消費も多く大きな比重となっていますが、うつくしは地区内、他は上田の大手から格安で購入しており議員からの指摘もあり全ての面で節約節減に努めています。筑北では宿泊施設での経営は大変でしょうと言っていました。

以上視察した東信の日帰り温泉の概要ですが、何といっても低料金で入館でき一日ゆっくり気楽に休養できることがうらやましく感じられました。

視察後議会で反省会が開かれ論議されました。そこでは村の繰り出しが550万円位だが少子高齢化進行で恒常的に1人1万円程の負担となるなど、いろいろな意見がだされましたが検討委員会の会議の推移をみながら、議会でも村づくりの観点から研究を重ねていきます。村民のみなさんからも活発な論議や提言をお願いしたいところです。

議会日誌

7月

18日　イベント実行委員会
25日　青木村議会議員懇談会打合せ
29日　イベント実行委員会

8月

4日　県道真田新田線改良促進期成同盟会総会
9日　イベント実行委員会
9日　村づくり推進検討委員会
10日　青木・麻績インター・新町間県道整備促進期成同盟会
15日　平成18年坂井地区成人式
　　本城地区 夏まつり
21日　イベント実行委員会
22日　温泉施設運営委員会
27日　イベント実行委員会

こんにちは筑北村地域包括支援センターです

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者の皆さんを、介護・保健・福祉・医療などさまざまな面から総合的に支えるために設けられました。皆さんがいつまでも自分らしく、住みなれた村で生活できるよう、相談をお受けします。お気軽にご利用ください。

こんな事で困っているんですけど…	こうしてみますか？
隣の一人暮らしのおじいさんがあまり話をしなくなり、外へも出なくなったので心配ですが…	自宅を訪問して、困っていることや心配なことを伺います 必要なサービスを利用していただけるよう紹介します
色々な講演会があるようだが、膝が痛くて聞きに行きたくも出られない…	地区の公民館など、身近な会場で学習会を開く計画をたてます
心配なことがあるけど、どこに相談していいかわからない…	どんなことで困っているか伺い、関係する所につなぎます
家族はいるが、昼間は独りになる。話し相手や趣味を楽しむ所はないですか…	村では社会福祉協議会に委託して、生きがいデイサービスや地区へ出向くサロンなどの介護予防事業を行なっています
今は入院中だが、退院してからのことが心配…	安心して自宅で生活できるように、病院と連絡を取りながら退院後の生活について計画をたてます
物忘れがひどくなってきたし、ずっとここで暮らせる自信がない…	家族や隣近所の人、民生委員、ケアマネージャー等と相談しながら、より良い方法を考えていきます
一人暮らしで認知症がある。テレビの通販でどんどん買ってしまい、支払に困っているが…	村では社協に委託し、日常生活費に要する預貯金の出し入れ、年金等の受領確認などの代行を行ないます

その他お困りのことがありましたら、遠慮せずにご相談ください。

連絡先 筑北村本城総合支所　筑北村地域包括支援センター　☎６６－２１１１

健康カレンダー（10・11月）

	内　　容	10　　月	11　　月
母子事業	乳児健康診査 （筑北母子健康センター） 午後１時から	24日 H17.11. 3～18. 1. 4生 H18. 5. 3～18. 7. 4生	
	幼児健康診査 （筑北母子健康センター） 午後0時45分から		21日（年間予定に変更あり） H15. 8.27～15.10.21生 H17. 3.27～17. 5.21生
	すくすく２歳児健康相談 （筑北母子健康センター） 午前9時30分から	11日 H16. 8.10～16.10.11生	
	あそびの教室 （麻績村保健センター） 午前9時30分から	3日・17日	7日・28日
	たんぽぽクラブ （麻績村保健センター） 午前9時30分から		9日・19日
	お誕生日教室 （坂北福祉センター） 午前10時から	19日 H17. 6.21～17.10.19生	
	ママさんらくらくクッキング 午前10時から	18日 （本城支所２階調理室）	15日 （坂北福祉センター調理室）
	乳幼児健康相談 午前9時30分から	26日 （本城子育て支援施設）	30日 （坂北福祉センター）
	育児サークル 午前10時から	4日（坂井公民館:心と体の発達） 25日（坂井公民館:リトミック）	8日（坂北福祉センター:リトミック） 29日（坂北福祉センター:子どもの病気）
保健事業	筑北デイケア	4日・18日	1日・15日
	わくわく健康教室	10日・25日（本城支所） 30日（坂北福祉センター） 午後2時から4時	6日・17日（本城支所） 7日（坂北福祉センター） 時間異なる
	さわやかスマイル運動教室 午後1時30分から3時30分	5日・17日	8日・22日
予防接種	集団接種	ポリオ　10日（坂北地区） 18日（坂井地区） 31日（本城地区）	

10月、11月は季節の変わり目です。
暑かった夏の疲れを癒し体調を整えて

冬の寒さに備えましょう！
（ちょっとだけ頭の体操）

□に文字を入れてね

ヨボ□セッシュ
ガ　　ケ
□ンフルエ□ザ
コ
チョ□ジュ

筑北村公民館報

第5号

平成18年9月22日発行

〒399-7711
長野県東筑摩郡筑北村坂井5711-1
電話　0263-67-1161
FAX　0263-67-2170
ホームページ
http://www.vill.chikuhoku.nagano.jp

さかい
うるおい学級 開催中です

坂井公民館では、6月2日(金)から全6回の予定で坂井地区の高齢者を対象とした「うるおい学級」を開催しています。

この講座は、高齢者の方が健康で生きがいのある生活を送るための糧としてもらおうと行っています。

第1回目は、開講式とオリエンテーション・「悪徳商法の手口とその対処法について」と題し、講師に長野県生活文化チーム消費者ユニットの宇都宮企画員さんをお招きし、講演を行いました。この講演には20名の方々が出席され、ビデオや資料を熱心に見聞きし、被害状況や消費者生活相談の現状、実際に被害にあわないための対処法やクーリング・オフ制度などを学びました。

第2回は、村外講座で長野市の東山魁夷館と善光寺、長野県庁を見学しました。22名の方々が参加され、バスの中では社会教育指導員の堀田先生の善光寺の性格や本尊、歴史などについての説明を受け、見学場所へ向かいました。

善光寺では、宿坊の方の案内で本堂(国宝)・経蔵(重要文化財)やお戒壇めぐりなどを回り、個人ではなかなか見聞きできないような所などを熱心に見学されていました。

また、長野県庁では長野県警察本部の通信司令室や議場を県職員の案内で見学し、見聞を広めていました。

第3回は、健康づくりとして冠着マレットゴルフ場でマレットゴルフを行い、13名の方々が参加され、普段の練習の成果を発揮し、仲間との親睦を深めていました。

9月には人権学習、10月には、公開講座として関森村長をお迎えし、講演会(坂北総合福祉センター)を予定していますので是非ご参加ください。

サカインピックが 開催されました

6月17日(土)坂井小学校の参観日にあわせて坂井小学校体育館において「サカインピック」が坂井小学校PTA主催で開催されました。

小学校児童・保護者・地区住民・先生など約140名が参加し、10チームに分かれジャンケンゲームや空き缶積み競争など5種目を競い合いました。

中でも2列にイスを並べ向かい合って座り、ビーチボールをゴールに入れる「ベンチサッカー」は児童はもちろん大人も必死になって戦い、思わずイスから落ちてしまうハプニングもありました。また、他のゲームでもチームで作戦を練って団結し、汗を拭いながら優勝目指して頑張りました。

感想を6年生の男の子と女の子に聞いてみると「楽しかった！　またやりたいけど今度は中学生になっちゃうからなあ。本当に楽しかった！」とてもいきいきと答えてくれました。表彰式では、最下位のチームには罰ゲームが用意されているなどとても楽しい「サカインピック」でした。

成人式が行われました

猛暑の中、今年も恒例の成人式が8月15日、坂井公民館で盛大に催されました。今回も従前どおり、坂井地区のみで行われ、18人の新成人全員が参加しました。式典では関森村長始め、各来賓から新成人への期待と激励の言葉が贈られました。新成人代表の宮下実季さんが「私達は新校舎初の卒業生。今日を、過去の反省をし将来の目標を定める日としたい」と述べました。

筑北中学校時代の恩師宮川源三郎先生は「このクラスは男女共とても元気がよく、スポーツ大好きで仲が良かった。中学時代、合唱に力を入れ、卒業時には何度も練習した自分達の歌をCDにした。それが大変苦労した」と、今では落ち着いた教え子に目を細めていました。同窓会長を務める内山界人さんは「合併後、初めての成人式についてアンケートがあったが、僕らの希望をくんで今回は坂井地区のみの参加者になった。身内のような気楽さがありとても良かった」と話していました。久しぶりに会う友人たちはお互いに「きれいになった」「大人になったけれど中身は変わらないね」「オヤジ化した」などと談笑していました。

韓国料理教室

坂井公民館では、7月8日(土)に「韓国料理教室」を開催しました。

長野県国際交流で韓国のソウル出身の李珪榮(イー・キュウヨン)さんを講師にお迎えし、筑北村各地から20名が参加し行われました。

参加者は4グループに分かれ、和気あいあいと韓国料理の中でもポピュラーな「トッポキー」という韓国もちのコチュジャン(韓国の辛みそ)炒めを作りました。

トッポキーは韓国では、おやつとして老若男女問わず食べられているそうで、屋台でも売られており、家庭で作るよりもおいしいとのことです。

ごまやにんにく、その他の食材も韓国と日本の物では味が違うようで、味付けも食べやすいように辛味をおさえて作りました。

料理終了後には、みんなで試食をし、参加者間の交流を深めました。試食後は、講師の李さんから韓国の文化や生活習慣などについて説明を受け、今までより韓国を身近に感じることができたのではないでしょうか。

陶芸教室開催

お盆直前の8月10日、坂井公民館で陶芸教室が開催されました。講師は筑北村教育委員長の本田卓司先生です。始めに宮下房夫公民館長が「村民からの長年の要望が実りやっと実現したが、早い者勝ちになってしまい、漏れた方々には申し訳なかった」と挨拶しました。

本田先生は、ご自身の窯を持ち、作品の製作に使う「うわぐすり」も自作の物を利用しており「素朴な材料だが自分の思いのままにできる所にハマってしまった」と話していました。参加者は40代～60代の女性十人で、緊張した面持ちで先生の話に聞き入っていました。

柔らかい素材なのになかなか言う事を聞いてくれない土に悪戦苦闘しましたが、不出来ながら何とか形になっていく自分の作品の何と可愛い事か。参加者からは「土の感触が気持ちいい」「子供の頃の土いじりを思い出し、とても楽しいが仕上げが難しかった」「自分流に作ることができ面白い」とそれぞれに楽しんでいました。本田先生は「この新しい素材に緊張したり苦悩したりしながらのプロセスから、成功感や自分でもできるんだという達成感を味わって欲しい。この暑い中、参加してくれた方々は素敵だと思う」と話していました。

コラム
よき里によき人ら住み　茶が咲けり

俳人村越化石はハンセン病隔離政策により故郷を追われ、「ライ予防法」廃止後、六十四年ぶりに病により光を失った目で故郷に帰り、前出の句を詠んだ。

故郷を久しく離れ帰った私は、世間というものが平気で個人を裁く不条理さや、異なるものを排除しようとする故郷の空気に閉塞感すら覚え、今だわだかまりを拭い去ることができずにいる。

しかし、故郷の人々から石を持て追われるごとき残酷な仕打ちを受けても、俳人は「よき人ら」と詠んでいる。憎しみ恨みの負の感情が無かったとは言い難い。それをどのように浄化させたのであろうか。

俳人の魂の遍歴を知りたい。それを知る為の心の作業をすることにより、自分に足りないものが見えてくるのではと考えている。

k²

さかきた

夏の行事あれこれ

公民館テニス教室

5月30日～7月4日までの毎週火曜日の夜、公民館主催のテニス教室が坂北やすらぎスポーツ広場テニスコートで行われました。

講師に松本市の上田信好先生をお迎えして、村内から集まった約30名の参加者がテニスを基本から練習しました。最初は素振りから始まった全6回の教室でしたが、最後には参加者同士で試合が出来るまでに上達し、参加者の中からは「これからもテニスを続けていきたい」といった声や「よい体力作りになった」といった声も聞かれました。

ガーデニング教室

ガーデニング教室を、7月7日(金)坂北体育館にて開催しました。講師に、「ハマ園芸」園芸指導員江間さんを迎え、村内25名の受講生に寄せ植えの指導をしていただきました。

先生に数種類の花を用意していただき、受講生はその中から鉢に寄せ植えする花を5種類選びました。花は種類も色も様々で、バランス良く色合良く選ぶのに、苦労していました。5種類花を選んだところで、バランスよく鉢植え開始です。先生に花のバランスを確認してもらい、受講生一人一人個性ある寄せ植えが完成しました。

完成した寄せ植えを眺めている受講生の顔は、笑顔でいっぱいでした。「庭にお花があると嬉しいわ。」「このお花は玄関先に飾っておくわ。」など、受講生は寄せ植えを大切に持ちながら、ガーデニング教室をあとにしました。

きっと、受講生の家の庭では今も綺麗な寄せ植えが見られるでしょう。

第2回目秋のガーデニング教室を11月13日に開催します。近くになりましたら、チラシも配布しますが、是非ご参加ください。

分館対抗野球大会

8月15日(火)、お盆恒例の第60回坂北地区分館対抗野球大会が坂北やすらぎスポーツ広場野球場で行われ、分館の誇りをかけた熱戦が展開されました。昭和町分館と中村分館の顔合わせとなった決勝戦は、リードする昭和町分館に対し、終盤に中村分館が5点差を追いつく大熱戦となり、最後は規定によるジャンケンにもつれこんだ結果、昭和町分館が4大会連続の優勝を勝ち取りました。

優　勝・昭和町分館
準優勝・中村分館
第3位・東山分館
同　・刈谷沢分館

坂北地区　サークル紹介 ― 手話コーラス ―

現在、坂北地区では約30の文化系サークルが活動しています。今回はその中の一つ、手話コーラスサークルについて、増田さつきさんに紹介していただきました。

ミンナニデクノボートヨバレ
ホメラレモセズ
クニモサレズ
サウユウモノニ
ワタシハナリタイ

これは、みなさん御存じの宮沢賢治の「雨ニモマケズ」の一部です。今まで手話コーラスで歌ってきた詩は約15曲。「雨ニモマケズ」もその中の一曲です。

難しいと思われる詩ですが、よく読んでみると、その人なりに思うところができ、子供達も子供なりに理解し、大好きになりました。

手話コーラスは活動を始めて3年目になります。年齢も幅があり、様々な職業の大人と個性豊かな子供達が約20名で、一つの詩を一緒に歌うことでスッと一つになります。

今までに、やまぼうしコンサートや協立病院でのコンサートにも参加させていただき、毎回、すてきな音楽にいやされています。

これからも、このような嬉しく、すてきな詩や人に巡り合えることを楽しみにしています。

此の地に生きて

山﨑　晄

一農家に生れ七人兄姉の四男の末子として成長して来た。昔を語っても現代人には通用しないがと決め込んではいけないだろうか、然し自分の子供だけには、遺言めいた文章にて語りたいと思っている。親父も兄達も早く亡くなったため末っ子の私が百姓の後継ぎと小学校五年頃より思われて居た様だ。

小六で農学校へ行かせてもらった。戦中戦後と大変な時季に、ましてや農学校故に、勉強の方は、五分位あとの五分は実習であった。中でもローマ字と英語を少し覚えたのが印象的であった。此の学校へ出してもらったのは今は亡き姉のお陰である。男手が無いため、親代わりとして牛を使い山の木出し、土引をして賃稼ぎをしたお金にて出して貰った事、感謝せねばと思っている。其の戦中に、東京の従妹が疎開して来て居た時の事だ。私より下が無かったので兄貴ぶって実の妹の様な気がして居たものだ。お盆が近づくと家のぐるわの草むしりを何処の農家もやる習慣になって居た。吾が家も裏に、赤線の道があり自分の側を草むしりしたものだ。其の状況を五七五にまとめ、「裏の道やだくなるかな草むしり」と、川柳だか俳句だか分らないが其の当時としては精一杯だったと思う。其の後従妹と会う度に此の話をして笑った物である。其の従妹も昨年亡くなった。これが私の俳句作りの原点であったかも知れない。何十年経っても忘れられない五七五の字句である。

其の後成長し二十代に亡き滝澤和喜氏を中心に「雲流」と言う俳句クラブが結成され記憶が薄れてしまうが数十号まで発刊した事があった。十四、五人は居たかも知れない。今は亡き「天狼」主宰であった山口誓子に投稿されて居た滝沢さんを師として週一回昔の公会堂で句会をやったものだ。非常に厳しいものだった。今度こそと作って行ってもこれはいいと言った事は一度も無かった事を覚えて居る。私が四十二歳の時より松本へ出稼ぎに行く様になっても、いつも滝沢さんと一緒だったので私も「天狼」へ投句する様になりたまたま一句が入選した時の句「稲架軋む音して直ぐには帰られず」であった。滝沢さんは其の句を見てだまって見て居てくれたものだ。自分の詩が活字になる事の嬉しさ素晴らしさを感じたのは、生涯忘れる事のない感慨であった。又信毎に投句して始めて活字になった句は、此の先生も今は亡くなって仕舞ったが、水原秋桜子選で「大き荷の行商氷柱除けきれず」であった。親戚で不幸が続いた年があった。「俳句」誌大野林火選の特選であった。「夏痩せの身を整えて喪に服す」も忘れられない句である。信毎紙上藤岡筑邨先生の選で「刈り終えて空の高さを妻と見る」吾れながら自負出来る句であった。

東京の孫二人が感化されたか、一茶まつり全国小・中学生俳句大会に入選した事があった。「まだあるとゆだんしていた夏休み」「かぜひいたのどにこがらしふいている」小学三年生の時である。

俳句を人に薦める時いつも私は言っている。自然は無限であると、自然を愛する事は人の心を豊かにする。此に一つの珍らしい花があったとする、どうしても花の名を知りたい、広辞苑等を開き、其の名を追究すると言う探究心が湧いてくる、どんな人でも花を見ればきれいだなあー美しいなあーと思うものだ。其の美しさを違う物体に例えて美しさを表現すれば俳句につながって行くのではと。

坂北の山村に生れ育ち自然の豊かさに今さらながら感謝の気持で一杯である。ただもう少しボランティアに向けられる時間が欲しいと欲張ったものである。

最後にどうしてもやらなければならない仕事がある。それは、故滝澤和喜氏の遺稿集を作る事だ。いつ出来るか分らないが、生ある内に出さねばと常に思っているのだが。

坂北・本城地区体育祭中止のお知らせ

坂北・本城地区では、10月に恒例事業で開催しておりました、「体育祭」を各地区内の役員さん達と協議した結果、本年度については中止いたしますので皆様のご理解をお願いいたします。

ほんじょう

大盛況 やってよかった 今夜は最高 夏まつり

8月15日午後6時より本城小学校の校庭で開催された本城地区の夏祭り。天候にも恵まれ、本城地区の家族や親戚、そして坂井・坂北地区からも多くの住民が訪れ夏祭りを満喫した。

初めての 綱引き ガンバレ

本城地区では17回続いた夏祭り「今年は夏祭りはやるかね？」6月頃から話題にはなっていた。筑北村からの助成はない中での開催は危ぶまれたが住民有志の心意気だけで始まった祭りの催行。商工会が中心となり前山武雄さんが委員長となり会議が開催されたのは7月。『夏祭りはやっぱりやろうではないか』時期は8月15日。この日は里帰りの人や親戚など各家庭の人数が2倍から3倍に増えている。15日という開催日にもこだわりたい。

八木地区では今年久々に出店し「八木めいめい会」と銘打っておにぎり・豚汁・ピタパン・豚キムチと4品を多すぎるのではないかと思われたが完売した。ほかに14店舗が出店し金魚すくい・

八木節 華やかだね

綿あめ・かき氷・カレーライス・ぎょうざ・すいとん・つきたての餅・飲み物など35品目が並んだ。

アトラクションとしてPTAオヤジバンドの演奏・八木節・盆踊り・ニュージェンターズのバンド演奏や今年初めて綱引き大会が行われ「見て楽しむ祭りから参加して楽しむ祭り」ができたのではないか？　資金の無い中、手作りの祭りがボランティアにより開催できたことは嬉しい限りである。委員長の前山さんから『ほんとうにありがとう。今は感謝の気持ちでいっぱいです』とのこと。来年の行政の対応に期待したい。

ワー たくさん来たね！

ふるさと野球 竹之下が優勝

8月14日、本城グランドにおいて地区対抗の野球が開催された。ルールとしてユニークなのは出場できるメンバーで、地区の住民とその親戚・友人？……。

平成18年度　ふるさと野球大会結果

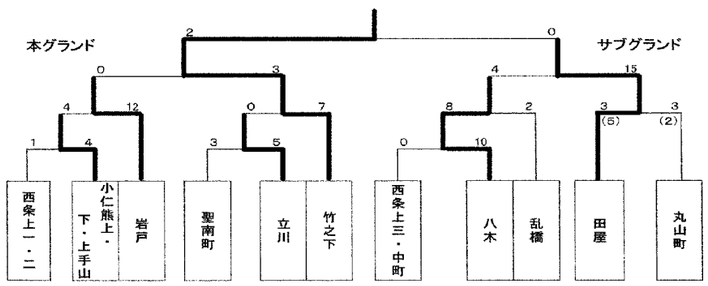

シリーズ 本城に移り住んで

浮須サヨ

京都から本城に移り住んで初めて声をかけて下さった方が、前山忠信さんです。両手いっぱいのシイタケを「食べましょ」と。あれから8年、先月永眠されました。祖父のようにやさしく温かく、野菜、桃作り、若い頃のお話など、どれ一つとっても心に深く残り思い出されます。

今年3月まで社協の仕事をさせていただきました。右も左もわからない私にとって、たくさんの村民の皆さまとの出会い、楽しい仲間作りもできて、感謝しています。

「皆さん、楽しい田舎暮らしを、ぎょうさん教えておくれやす」

ずぶぬれの燕岳登山

聖南中学校

7月13・14日、聖南中学校の1・2年生は雨の降る中、標高2763mの燕岳に挑み、全員無事に本格的な登山を体験しました。

まだまだ元気な中房付近

2年生の生活記録から感想をいただきました。

★燕岳の登山がありました。燕山荘まで66人全員で登り切ることができました。本当にすごいことだと思います。頂上に行けなかったのはすごく悔しいけど、それもまた良い思い出になると思います。それと白いこまくさを見ることができたのが本当に感動しました。最初で最後かも知れないのでしっかりと見て来ました。「山上有感動」を味わうことができて本当に良かったです。また、66人で行きたいけれど…。

雨の合戦小屋でお弁当

励ましあって初登山
目指すは燕山荘

★登りは大雨で「もうやめたいよ」と思っていたけれど、疲れていた自分にみんなが「がんばれ後少しだ！」と励ましてくれました。なので頑張って登ることができました。下りで足を少しひねったけれど自分で下りることができました。残念なことにご来光を見ることはできませんでしたが、それはきっと自分たちの心の中で見ることができたのではないでしょうか。心の中で輝いていたでしょう。自分のやることも責任を持ってできたし、仲間と団結して精一杯できました。登山はもう最高でした。一緒に登った仲間と先生、そして燕山荘の皆さんに感謝です。ありがとう！

子育て支援施設で お楽しみ会

本城地区児童クラブ

8月10日、児童クラブ（通称ひまわりクラブ）のお楽しみ会が行われました。これは毎年恒例の夏休みの行事で、昨年までお泊会・夕涼み会として行われていました。今年は乳幼児のリトミック講座の講師としておなじみの世話になっている松本市の和泉屋すみれさんを招いてのマジックショーが企画され、こども達はすみれさんのマジックに驚いたり、簡単なマジックを教えてもらったりして楽しんでいました。その他、スイカ割りや流しそうめんなども行われて、30人の児童とその家族など総勢50人ほどが夏のひと時を楽しみました。

すみれさんのマジックショーに見入る子どもたち

今年の本城地区児童クラブは、本城小学校児童90人のうち42人の登録があり、低学年を中心に1日20人～30人の児童が学校の終わった後、小学校横の子育て支援施設を訪れて利用しており、施設には毎日元気なこどもたちのにぎやかな声が響いています。

編集後記

今年度から新たな館報編集を始めましたが、いかがでしたでしょうか。しばらくの間このまま地区別でと考えています。

今年の坂井小の五年生は面白い。「歴史を作りたい」という子供達の思いに先生もついていく形になり、「うちらのお米」作りが始まった。まずは機械を使わず、手足でしろかき。もちろん手植え。農薬を使わないので虫も草も大発生。始めは先生だけで草むしり。「行ってらっしゃい」と見送っていた子供たちも、今では考え直して皆で交互に田んぼをのぞく。何万匹と居ただろう虫たちも、一枚一枚葉を手でこすってビニール袋に集める。近所のおばちゃん、農協の職員から助言をもらい、昔はそうしていた事を知る。ヤツらの愛情をたっぷり受けた稲は、もう穂を垂れている。

オバちゃん